

鹿児島県幼児教育振興指針

平成16年4月

鹿児島県
鹿児島県教育委員会

< 基本的な考え方 >

平成9年に作成した鹿児島県幼稚園教育振興指針は、3歳児保育の促進や家庭及び地域社会との連携、教員の資質向上、学級編制や施設・設備の教育条件の整備・充実など、幼稚園教育の充実を図るために策定した。

今回は、前回の指針を受け、幼児教育の専門施設である幼稚園を中核として、幼児教育の質的充実を更に図ることを目的として、鹿児島県幼児教育振興指針を策定した。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われるきわめて重要な時期である。この時期の教育は、幼稚園・保育所、家庭や地域社会において、総合的に行うことが望ましいと考える。

しかしながら、幼児を取り巻く環境は、核家族化、少子化、情報化など変化が著しく、幼児教育に様々な影響を与えている。この全国的な傾向は本県においても例外ではなく、幼児教育に求められる課題も多く見られる。このような変化のときこそ、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実を図る必要がある。

本県は、南北600キロに広がり、恵み豊かで多彩な自然環境をもち、南に開かれた地理的条件、個性ある歴史・文化を有している。また、明朗かつ達で進取の気性の県民性もあり、子どもたちの心と体を育てる「山坂達者」などの教育的風土や伝統が残っており、「こまんか時曲がらん鞍くまは曲がらん」という幼児教育の重要さを教える教育的伝承が語り継がれるなど、地域全体で子どもを育てようとする鹿児島のよさがある。

したがって、これからは、鹿児島のよさを生かしながら、幼稚園が家庭や地域社会における幼児期の教育をも視野に入れて教育活動を行い、幼児教育の全体の充実を図るよう努めることが望まれる。つまり、これからの幼稚園は、地域に信頼される開かれた幼稚園づくりを一層進めていく必要がある。そのために、以下を重点として、幼稚園教育を中心とした幼児教育の充実を推進していくこととする。

幼稚園教育の振興

1 教育活動の充実

幼稚園教育においては、集団生活を通して、幼児一人一人の発達に応じ、主体的な活動としての遊びを通して総合的な指導を行い、「生きる力」の基礎や小学校以降の学校教育全体の生活及び学習の基盤を培うという基本に立って、教育活動の充実を図ることが重要である。

(1) 幼稚園の教育活動の充実

ア 幼稚園教育要領の趣旨や内容について、研究協議会の開催等により、幼稚園関係者等の理解を深めること。

イ 自然体験、社会体験などの直接的、具体的生活体験を重視するとともに、幼児期にふさわしい知的発達を促す教育を推進すること。

ウ 幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培う教育の実践的研究を推進すること。

エ 幼稚園全体の協力体制を築き、チーム保育の導入などきめの細かい指導の工夫を図ること。

オ さまざまな人とのかかわりを通じた保育の充実を図るために、幼児と小・中・高等学校の児童生徒及び高齢者をはじめ地域の人々や障害のある幼児などとの交流活動や、保護者・大学生・地域ボランティア等の保育参加を推進すること。

(2) 開かれた幼稚園づくりの推進

ア 自己点検、自己評価を実施し、教育内容の充実、幼稚園運営の効率化を図ること。

イ 幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、広く情報を公開するとともに、第三者評価（学校評議員制等）を取り入れ、幼稚園運営の改善に努めること。

2 教育環境の整備・充実

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることを踏まえ、幼児一人一人の望ましい発達を促していく教育環境の整備・充実を図る必要がある。

(1) 3歳児就園の促進

少子化や地域社会の変容が進行する中で、遊び相手や集団活動を求めて低年齢から短時間の集団保育を望む保護者が見られること等を考慮して、今後も引き続き3歳児保育を促進することが望まれる。

そのため、幼稚園や保育所などの設置状況や財政状況などを勘案しながら、希望するすべての満3歳以降の幼児が就園できるようにすることをめざし、次の点に配

慮して改善・充実を図る必要がある。

ア 3歳児保育を実施するに当たっての配慮事項

(ア) 一人一人の幼児の発達の実情などを十分考慮し、適切な教育課程を編成するとともに、指導体制の工夫を行い、幼児に対してきめの細かい指導を行うこと。

(イ) 生活リズム、遊びの持続時間、疲労度などに応じ、教育時間を弾力的に考えること。

(ウ) 3歳児の発達の特徴を踏まえた指導内容、方法について、教職員の研修の充実を図ること。

(エ) 3歳児は家庭での教育も重要な意味を持つ時期であることを踏まえ、幼稚園と家庭との一層の連携を図ること。

(オ) 施設・設備、園具・教具などについて、3歳児にとってふさわしい生活が展開されるように整備するとともに、安全に十分配慮すること。

イ 満3歳児就園の促進についての保護者への啓発

(ア) 3歳児保育の重要性や発達の特徴、幼稚園の役割などについての理解の促進を図ること。

(イ) 幼稚園の保育を公開したり、未就園児を対象にした体験入園の機会を設けたりするなどして、満3歳児就園の促進、啓発の工夫を図ること。

(2) 設置基準に基づく学級編制

ア 幼児一人一人の発達の特徴に応じて、きめの細かい保育を促進するために、設置基準に基づく学級編制に努めること。

イ 学級編制については、幼児数の実情に即して、同年齢による編制の持つ意義を踏まえながら、異年齢児との交流も無理なく図られるようにすること。

ウ 専任園長、教頭、主任教員、事務職員、養護教員の配置を推進するとともに、身分や給与の改善などについて、実情に即して改善すること。

(3) 施設・設備などについての整備・充実

ア 施設・設備などの定期的な点検を行い、老朽化への対応、安全管理に努めるとともに、基準に則した整備・充実に配慮すること。

イ 幼児数の将来の動向や幼稚園教育の今後の方向を考慮しつつ、総合的、長期的な視点からの施設・設備の整備を行うこと。

ウ 幼児の特性や障害のある幼児にも配慮しつつ、十分な安全性、防災性、防犯性を備えた施設・設備の整備及び管理に努力すること。

(4) 園具・教具などについての整備・充実

ア 園具・教具の整備に当たっては、幼稚園の実情に即して創意工夫するとともに、長期的・総合的な視点から、計画的な導入を図ること。

イ 既製の園具・教具だけでなく、幼稚園内外の自然の地形や樹木など、身近な自然環境を生かすこと。

ウ 幼児が常に使うものであることから、幼児なりの使い方をすることや災害が起こった場合なども想定して、安全性の確保に努めること。

エ 3歳児保育が増加している現状を踏まえ、幼児が安らげるものや扱いやすいものを整備すること。

3 幼稚園における子育て支援の充実

幼児は、家庭、地域社会、幼稚園という一連の流れの中で生活しており、幼児が望ましい発達を遂げていくためには、幼稚園が家庭や地域社会との連携を深め、地域の幼児教育のセンターとして、積極的に子育てを支援していく必要がある。

また、幼稚園には幼児の発達を支援するために、多様な役割を果たすことが期待されている。したがって、下記について推進することが必要である。

(1) 預かり保育の推進

地域の実態や保護者の要請に応じて、希望するものを対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に行われる「預かり保育」を推進すること。

(2) 幼児教育のセンター的役割の推進

ア 幼児を持つ保護者が安心して子育てができるように、幼稚園は子育てに関する情報や研修の機会の提供や教育相談などの子育て支援機能や、「親と子の育ちの場」としての役割や機能を一層発揮できるようにすること。

イ 子育てをめぐる様々な問題の改善に役立つようにするとともに、地域の幼児教育に関するニーズに応えるために、幼稚園運営の弾力化を図ること。

ウ 障害のある幼児については、それぞれの障害の種類や程度に応じて、家庭や専門機関、盲・聾・養護学校等との密接な連携を図り、教育相談や指導・療育体制の充実を図ること。

エ 地域にある教育、福祉、医療などに関する機関と連携を図り、協力が得られるような支援システムを確立していくこと。

4 幼稚園教員の資質向上

幼稚園教育の充実は、日々の幼児に接し、人格形成に大きな影響を与える教員の資質や能力に負うところが大きく、その向上を図るためには、教員研修の改善・充実を図ることが重要である。

また、保護者等の多様なニーズへの対応など、変化の時代を生きる教員としての資質・能力を有することも求められていることから、教員研修の改善・充実を図る必要がある。

このため、幼児にとって教育環境の中核ともいえる教員の資質の向上を図ることができるよう、次の点に配慮して改善・充実を図る必要がある。

(1) 幼稚園新規採用教員研修の充実

ア 園内研修の充実に努める。

(ア) 研修のための時間の確保や組織的な研修体制づくりなどに努めるとともに、地域の幼稚園との相互研修を行うなど、連携を図ること。

(イ) 新規採用教員が意欲的、主体的に研修に参加できるようにするため、日々の保育実践を大事にしながら、研修の内容や方法を工夫するとともに、充実した研修ができるような支援体制を整えること。

(ウ) 園外研修を踏まえた研修内容の充実に努めること。

イ 園外研修の充実に努める。

(ア) 新規採用教員が研修に参加しやすいように、担任がいない時の補助につく教員を確保するなど、指導体制を充実すること。

(イ) 園外での研修が日々の保育実践に生かせるようにすること。

(2) 幼稚園教員研修の充実

ア 園長としてのリーダーシップや教員の実践的な指導力を高めるために、園長等運営管理協議会や保育技術協議会、幼稚園教育課程研究協議会に計画的に参加すること。

イ 個々の能力や適正等に応じた保育全般に関する幼稚園10年経験者研修を通して、中堅教員としての資質向上を図ること。

ウ 特に3歳児保育については、3歳児の発達の特性に配慮した研修を重視するとともに、3歳児保育のための研修が充実するよう資料、機器などの整備に努めること。

5 幼稚園と小学校の連携の推進

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校

教育への円滑な移行や接続を図るために、連携を推進する。

(1) 教員間，幼児・児童間，保護者間の交流の推進

幼稚園と小学校の連携や交流の機会を充実し，両者の共通理解を進めるために，幼稚園と小学校における総合的な連携方策の開発や推進を図ること。

(2) 幼稚園及び小学校の教員免許の併有の促進

教育職員免許法施行規則の一部改正（平成13年3月27日文部科学省令第22号）により，幼稚園と小学校の間の教員免許の取得に係る履修科目の取扱いの一層の弾力化が図られたことを踏まえ，教員免許の併有について促進すること。

6 幼稚園と保育所の連携の推進

幼稚園と保育所は，それぞれの制度の中で整備充実に努めてきているが，以下について連携を推進していく。

(1) 幼稚園関係者と保育所関係者による研修の相互参加等，教員と保育士間や幼稚園児と保育所入所児間の交流の促進に努めること。

(2) 幼稚園と保育所の共用施設に係る運営等の実践研究の推進を図ること。

幼児期の家庭教育や地域社会における子育て支援の充実

幼児期の家庭における教育の充実や地域で子どもを育てる環境の整備を図る必要がある。なお，幼稚園についても，幼稚園の基本を生かす中で，これらの施策との連携が図られるよう，環境整備に努める。

1 学習活動の推進

家庭教育を支援するため，公民館等の社会教育施設をはじめ，乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用して，子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うなど，地域における子育てに関する学習活動の支援をすること。

2 相談体制の整備・充実

(1) 親の悩みや不安等に関する相談に，電話等により対応できるような相談体制の整備・充実を支援すること。

(2) 子育てやしつけに関して不安や悩みを抱える親に対して，気軽に相談にのったり，アドバイス等を行う地域の人材を活用するなど，地域における子育て支援を促進すること。

3 情報提供の充実

子育て支援のために，広報紙等を通して情報提供に努めること。